

地域密着型サービス事業の参入及び 施設整備等に係る補助制度について

平成30年12月18日

宮城県保健福祉部長寿社会政策課
在宅・施設支援班



「アニメむすび丸 介護予防PR バージョン」

参入にあたっての留意点について

- 市町村では、それぞれの介護保険事業計画に基づき、必要な地域密着型サービス等の施設を整備する事業者を公募しますので、参入を希望する場合は、その事業を行いたい（施設を整備したい）市町村にご相談ください。

事業を始めるにあたって活用できる補助制度について

地域密着型サービス等の整備の助成

施設区分	単価（千円）	単位	補助対象経費
地域密着型特別養護老人ホーム	4, 270	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）
認知症高齢者グループホーム	32, 000	施設数	
小規模多機能型居宅介護事業所	32, 000	施設数	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5, 670	施設数	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	32, 000	施設数	
認知症対応型デイサービスセンター	11, 300	施設数	

開設するための準備経費の助成

施設区分	単価（千円）	単位	補助対象経費
地域密着型特別養護老人ホーム	800	定員数	施設の円滑な開所や増床に必要な、開設前の6月に係る需用費、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費
認知症高齢者グループホーム	800	定員数	
小規模多機能型居宅介護事業所	800	宿泊定員数	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	13,300	施設数	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	800	宿泊定員数	

※開設準備経費の補助単価については、今年度増額になりました。

補助金活用における留意点について

- 開設準備経費の補助については、近年、人材の不足により、当初予定していた開所時期より開所が遅れ、補助金の返還になるケースが見受けられますので、ご注意願います。
 - ※ 2ヶ年度にまたがる場合、開設前の準備経費として対象となるのは、交付決定した年度内の期間のみとなります。
 - (例) 開所日が、平成31年7月1日で、交付決定が平成30年12月1日（平成30年度中）の場合→開設前の準備経費として対象となるのは、平成30年度中の期間に限定されることから、平成31年1月から3月の3ヶ月間のみとなります。
 - 開所日が、平成31年7月1日で、交付決定が平成31年4月1日（平成31年度中）の場合→開設前の準備経費として対象となるのは、平成31年度中の期間に限定されることから、平成31年4月から6月の3ヶ月間のみとなります。
 - 開所日が、平成31年10月1日で、交付決定が平成31年4月1日（平成31年度中）の場合→開設前の準備経費として対象となるのは、平成31年度中の期間に限定されることから、平成31年4月から10月の6ヶ月間となります。
- 補助金を活用した建物や備品については、用途が限定されており、当初予定していた目的から変更する場合については、財産処分の承認が必要ですので、ご注意願います。（なお、補助金の返還に該当する場合がありますので、ぜひ長寿社会政策課在宅・施設支援班までご相談ください。）

その他補助制度について

介護ロボットに関する助成

項目	介護ロボット導入支援事業	ロボット等介護機器導入支援事業
補助対象者	県内で介護事業所を運営している法人	県内で以下の施設等を運営する法人 ①特別養護老人ホーム②介護老人保健施設③認知症高齢者グループホーム④小規模多機能型居宅介護事業所⑤看護小規模多機能型居宅介護事業所
補助対象機器	①移乗介助②移動支援③排泄支援④見守り・コミュニケーション⑤入浴支援⑥介護業務支援のいずれかの場面で使用するもの	イ 介護職員の負担軽減に資するロボット等介護機器 ①見守り ②排泄支援 ③介護業務支援のいずれかの場面において使用するもの ロ 介護職の魅力向上に資する次世代型のロボット等介護機器 コミュニケーション
1台あたり補助上限金額	30万円（ただし補助対象経費が60万円未満の場合は、その2分の1が補助対象）	イ 30万円（ただし補助対象経費が60万円未満の場合は、その2分の1が補助対象） ロ 50万円
補助制限	1法人あたり1事業所 上限台数あり（定員変動）	1法人あたり1事業所 上限金額あり（定員変動） 補助上限額 1,000万円 下限台数の制限あり

介護事業所内における保育施設の運営に関する助成

補助対象者

介護施設, 居宅サービス・地域密着型サービス事業所等

補助対象経費

保育に従事する者の人件費

補助金額の算定

補助基準又は対象経費いずれか少ない方×2/3 (補助率)

補助基準については以下の補助区分に応じて, 基本額から保育料収入相当額を引いた額になります。

補助区分				基本額	保育料収入相当額
区分	児童数	保育時間	保育士等人数		
I型	1人以上	8時間以上	1人以上	1人×180,800円×運営月数	24,000円×運営月数×1人
II型	1人以上	8時間以上	2人以上	2人×180,800円×運営月数	24,000円×運営月数×2人
III型	4人以上	8時間以上	2人以上	2人×180,800円×運営月数	24,000円×運営月数×4人
IV型	6人以上	8時間以上	3人以上	3人×180,800円×運営月数	24,000円×運営月数×6人
V型	10人以上	10時間以上	4人以上	4人×180,800円×運営月数	24,000円×運営月数×10人

【留意点】

- ・今回, 保育所を開所する施設に限ります。(既に開所している保育所は対象となりません。)
- ・補助対象期間は3年間です。(ただし, 申請は1年ごと行ってください。)